（第１１号様式）

専用水道布設工事(変更)設計の確認申請書

年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　殿

申請者　住所

氏名

法人又は組合にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名

連絡先

　水道法第３２条の規定に基づき、　　　　　　専用水道の布設工事(変更)設計の確認を受けたいので、同法第３３条の規定による関係書類を添えて申請します。

水道事務所の所在地

（注）変更設計に係る添付書類については、変更前と変更後を区分してそれぞれ記載する　　こと。

　　　図面については変更する部分を赤書とすること。

専用水道布設工事設計の確認申請書添付書類

|  |
| --- |
| 要　　　　　　　　　件 |
|  １　工事設計書 |
|  　１－１　一日最大給水量及び一日平均給水量 |
|  　１－２　水源の種別及び取水地点 |
|  　１－３　水源の水量の概算及び水質試験の結果 |
|  　１－４　水道施設の概要 |
|  　１－５　水道施設の位置、規模及び構造 |
|  　１－６　浄水方法 |
|  　１－７　工事の着手及び完了の予定年月日 |
|  　１－８　厚生労働省令で定める事項 |
|  　　（１）主要な水理計算 |
|  　　（２）主要な構造計算 |
|  　　（３）主要な水道施設の施工方法の概要 |

|  |
| --- |
|  ２　厚生労働省令で定める書類（図面を含む） |
|  　２－１　水の供給を受ける者の数を記載した書類 　　　　　　　　　　　　　人　　　　　　　　　　　戸 |
|  　２－２　水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面 |
|  　２－３　給水区域を明らかにする地図 |
|  　２－４　水道施設の位置を明らかにする地図 |
|  　２－５　水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図 |
|  　２－６　主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 |
|  　２－７　導水管きょ、送水管及び主要な配水管の設置状況を明らかにする平面図、　　　　 縦断面図 |

　（注）分譲住宅、分譲地等の水道計画については別紙1「地元市町村と専用水道設置者　　との協議事項」により協議のうえ、写しを添付すること。

　別紙1　地元市町村と専用水道設置者との協議事項

|  |  |
| --- | --- |
|  統 合 に 関 す る 協 議 事 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(該当の協議事項を○でかこんでください。) |
| 　市町村の経営する水道事業に編入できるか。　　　（Ａ）統合編入できる。　　　　　　（Ｂ）統合編入できない。 |
| 　１　統合編入できる場合 |
|  | （１）統合編入できる予定年月日及び当該事業名　(イ)　　年　　月　　日統合(又は統合予定)　(口)○○上(簡易)水道事業第○次拡張事業　　　(注)統合計画の概要を示す図面を添付してください。 |
| （２）統合編入に関する諸条件について　(イ)無償譲渡できるかどうか。　　（Ａ）できる　（Ｂ）できない(理由を別紙で添付してください。)　(口)地元市町村の水道事業給水条例、規定等に適合しているかどうか。　　　設計の審査(使用資材の審査を含む)　(A)適合している　 (B)適合していない　　　布設工事の竣工検査　　　　　　　　(A)設置者がする　 (B)地元市町村がする |
| （３）統合編入までの間の専用水道の維持管理について　(イ)居住者が１００人以下であるときの維持管理について　　　 (A)造成者で行う　　(B)居住者で行う　　(C)地元市町村で行う　(口)居住者が１０１人以上になったときからの維持管理について　　　 (A)造成者で行う　　(B)居住者で行う　　(C)地元市町村で行う |
| 　２　統合編入できない場合 |
|  | （１）統合編入できない理由(別紙にして理由書を添付すること。)（２）専用水道の維持管理について　(イ)屠庄者が１００人以下であるときの維持管理について　　　　(A)造成者で行う　　(B)居住者で行う　　(C)地元市町村で行う　(口)居住者が１０１人以上になったときからの維持管理について　　　 (A)造成者で行う　　(B)居住者で行う　　(C)地元市町村で行う |
| 　３　居住者が１０１人以上となり専用水道の管理を居住者が行う場合。　　　　設置者の変更届、技術管理者の設置届の提出についての指導は　　　　　　(A)居住者で行う　　(B)地元市町村で行う |
| その他の協議事項 |  |
| 　　　　○○専用水道の設置に関して上記のとおり協議し両者共に確認します。　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　地元市町村水道事業者名　　　　　　　　　　　　　　　 　　 ○○専用水道設置者名　　　　　　  |

　(備考)この協議書は２通作成し、各自それぞれ１通を所持すること。

　　　　提出する本書の写しには、必ず提出者において原本証明をすること。